

## 社員に関する細則

### (目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本産科麻酔学会（以下当法人という）の定款第15条に基づき、当法人の社員に関する必要な事項を定める。

### (社員資格の取得)

第2条 定款第10条（社員の資格の取得）の理事会の推薦を受ける条件とは次のとおりとする。

1. 社員を選出する社員総会の3カ月前までに、理事および社員各1名より推薦され、立候補すること。
2. 立候補時に5年以上の正会員歴があり、診療、教育、研究活動に優れた業績がある正会員であること。
3. 診療領域ごとに、定員を超えた立候補がある場合は、理事による選挙を行い、理事会による社員推薦候補者を決定する。

### (社員の定員)

第3条 社員の定員は、診療領域ごとに次のとおりとする。

1. 産科領域 15名以内
2. 麻酔科領域 15名以内
3. 上記以外の領域 1名以内

### (職務)

第4条 社員は社員総会を組織し議決権を有する他、理事会で決議した事項について審議する。

### (社員の任期)

第5条 社員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとし、再任を妨げない。

### (社員の再任)

第6条 社員が再任を希望する場合は、上記第2条第1項～第3項を適用するものとする。

### (社員の定年)

第7条 社員の選出年齢は、65歳未満とするが、任期中これを超えることができるものとする。

### (選挙)

第8条 上記第2条第3項に該当する場合は、理事による選挙を行う。

1. 選挙権は、立候補締切日時点の理事が有するものとする。
2. 理事長は、次期社員に立候補を予定していない、産科領域、麻酔科領域の社員をそれぞれ1名ずつ、2名に選挙管理委員を委嘱し、選挙事務にあたらせるものとする。該当のものがいない時には、正会員の中から委嘱する。

3. 選挙管理委員は、選挙の実施が確定した時点で、選挙権を有する理事に、候補者名簿、有権者名簿、選出すべき社員候補者数、および投票方法を告知することとする。

(選挙方法)

第9条 具体的な選挙方法は次のとおりとする。

1. 選挙管理委員は、選挙権を有する理事に、選挙が必要となった診療領域のすべての候補者が記載された投票用紙を予め定められた日時までにメールで送付するよう、事務局に指示する。
2. 選挙権を有する理事は、あらかじめ定められた日時までに、投票用紙に記入の上、事務局までメールまたは郵送にて送付する。
3. 事務局は、投票結果を集計し、選挙管理委員へ報告する。
4. 選挙管理委員は、集計結果に疑義がある場合は、事務局に投票用紙の原本の提出を求めることができる。
5. 投票方法の詳細は選挙管理委員が決定する。

(細則の改廃)

第10条 本細則の改正・廃止は、理事会、社員総会の承認を受けなければならない。

附則

1. 第2条第1項について、当法人設立前は、設立時理事および設立時社員各1名より推薦され、立候補すること。また、設立時社員まで届け出ることとする。
2. 本細則に記載している理事、社員は、当法人設立前は、それぞれ設立時理事、設立時社員のことを指す。
3. この細則は、2019年10月1日より施行する。